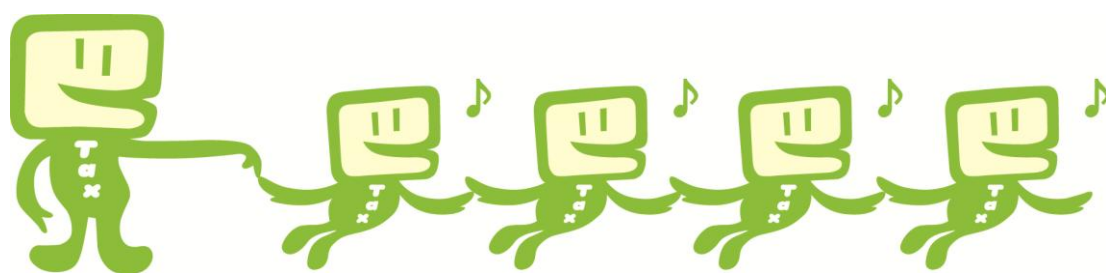


# 平成27年版

## 連結確定申告書 地方法人税確定申告書 個別帰属額等の届出書 等の記載の手引



平成 27 年 11 月

国 税 庁

### 社会保障・税番号制度の導入について

社会保障・税番号制度の導入により、平成 27 年 10 月以降、住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの個人番号（12 桁）が通知され、設立登記法人（株式会社、学校法人、宗教法人等）などの法人や団体の方に 1 法人 1 つの法人番号（13 桁）が通知されます。

税務署へ提出いただく申告書等にも番号の記載が必要となりますが、法人税及び地方法人税の申告書については平成 28 年 1 月以降に開始する連結事業年度等に係る申告書から、法人番号を記載していただくことになります。

社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の「社会保障・税番号制度について」をご覧ください。

なお、「社会保障・税番号制度について」のページは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」の入口から簡単にアクセスすることができます。

## 目 次

I	連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出について	1
1	連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出先及び提出期限	1
2	時価評価法人等の申告書等用紙について	1
3	消費税及び地方消費税について	1
4	連結確定申告書及び地方法人税確定申告書等の用紙の送付について	2
5	連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類	2
6	連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類	3
7	連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類の編てつ順について	4
II	個別帰属額等の届出書の提出について	5
1	個別帰属額等の届出書の提出先及び提出期限	5
2	個別帰属額等の届出書用紙の送付について	5
3	個別帰属額等の届出書の添付書類	5
4	連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類	6
5	個別帰属額等の届出書の編てつ順について	7
III	各表の記載の仕方	8
	・ 別表一の二(一)「各連結事業年度の連結所得に係る申告書—普通法人(特定の医療法人を除く。)の分」(平成26年10月1日前開始連結事業年度用)	8
	・ 別表一の二(一)及び別表一の二(一)次葉「各連結事業年度の連結所得に係る申告書—普通法人(特定の医療法人を除く。)の分」(平成26年10月1日以後開始連結事業年度等用)	17
	・ 別表三の二「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書」	29
	・ 別表三の二付表「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書」	32
	・ 別表四の二「連結所得の金額の計算に関する明細書」	38
	・ 別表四の二付表「個別所得の金額の計算に関する明細書」	40
	・ 別表五の二(一)「連結利益積立金額の計算に関する明細書」	47
	・ 別表五の二(一)付表一「連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」	48
	・ 別表五の二(一)付表二「連結子法人の株主等における帳簿価額修正額のうちその連結子法人に係る部分の金額の計算に関する明細書」	59
	・ 別表五の二(二)「連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」	61
	・ 別表五の二(二)付表「各連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」	62
	・ 別表六の二(一)「連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」	67
	・ 別表六の二(二)「連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」	71
	・ 別表六の二(二)付表「各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」	73

・ 別表七の二「連結欠損金等の損金算入に関する明細書」	75
・ 別表七の二付表一「連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書」	78
・ 別表七の二付表二「連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」	80
・ 別表八の二「連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」	82
・ 別表八の二付表「連結事業年度における受取配当等の益金不算入の個別帰属額の計算に関する明細書」	90
・ 別表十四の二「連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」	91
・ 別表十五の二「交際費等の損金算入に関する明細書」	94
・ 別表十八の二「法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書」	96
・ 別表十八の二付表一「連結中間納付額の調整計算に関する明細書」	97
・ 別表十八の二付表二「最初の連結事業年度の前期実績基準相当額並びに連結納税の承認の取消し及び連結納税への加入の場合の調整額等の計算に関する明細書」	98
・ 別表十八の二付表三「合併及び残余財産確定の場合の調整額の計算に関する明細書」	99
IV 「法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」に準じて記載するもの	100
・ 別表二「同族会社等の判定に関する明細書」	100
・ 別表五(一)付表「種類資本金額の計算に関する明細書」	100
・ 別表十一(一)「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」	100
・ 別表十一(一の二)「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」	101
・ 別表十六(一)「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」	101
・ 別表十六(二)「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」	102
・ 別表十六(六)「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」	102
・ 別表十六(七)「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」	103
・ 別表十六(八)「一括償却資産の損金算入に関する明細書」	104
・ 別表十六(九)「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」	104
V 個別帰属額の届出書等の記載の仕方	105
・ 個別帰属額等の一覧表	105
・ 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分（平成26年10月1日前開始連結事業年度用）	107
・ 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分（平成26年10月1日以後開始連結事業年度等用）	112
・ 各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書	117
VI 参 考	119

この手引で用いている略語は、次のとおりです。

法	法人税法（昭40法律第34号）
令	法人税法施行令（昭40政令第97号）
規則	法人税法施行規則（昭40大蔵省令第12号）
措置法	租税特別措置法（昭32法律第26号）
措置法令	租税特別措置法施行令（昭32政令第43号）
措置法規則	租税特別措置法施行規則（昭32大蔵省令第15号）
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平23法律第29号）
復興財源確保法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平23法律第117号）
復興特別所得税令	復興特別所得税に関する政令（平24政令第16号）
新信託法	信託法（平18法律第108号）
特定非営利活動促進法一部改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平23法律第70号）
地域再生法一部改正法	地域再生法の一部を改正する法律（平27法律第49号）

(注) この手引は、平成27年4月1日以後に終了する連結事業年度等分の法人税及び地方法人税の申告書別表に対応しています。

なお、平成26年10月1日前に開始した連結事業年度分の申告を行う連結法人については、地方法人税の申告は不要であるため、この手引の記載内容のうち、地方法人税に関する事項を考慮する必要はありません。